

秋田県公安委員会告示第80号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和6年8月13日

秋田県公安委員会委員長 渡部 克宏

通知 番号	申請者・製造業者	種 類	型 式 名	検定番号
127	豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 光容 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	ぱちんこ	P江頭2：50 in ナナシーV3	第4P0800号
128	株式会社ビスティ 代表取締役 東郷 裕二 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	P宇宙戦艦ヤマト22 02-3G	第410355号
129	株式会社三共 代表取締役 石原 明彦 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	Pフィーバー革命機ヴ ァルヴレイヴ3Y	第3P1670号
130	株式会社ジェイビー 代表取締役 堤 順一 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	eフィーバーからくり サーカス2R	第410393号
131	株式会社オリンピアエステート 代表取締役 大塚 俊哉 東京都台東区東上野一丁目16番1号	回胴式	LバンドリS11	第430327号